

議案第八八号

倉吉市外九ヶ町村厚生管理組合規約の一部を
改正する規約について

倉吉市外九ヶ町村厚生管理組合規約の一部を別紙のとおり
改正する



昭和四十二年十二月十六日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾三年癸酉拾六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

倉吉市外九ヶ町村征生管理組合規約の一部を改正する規約
 倉吉市外九ヶ町村征生管理組合規約（昭和三十八年八月二十七日許可）の
 一部を次のように改正する
 別表第二を次のように改める。

別表第二

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	七〇〇〇%	泊村	〇八八%
関金町	〇六八	大栄町	三四二
三朝町	三七三	羽合町	二〇五
東郷町	三三二	東伯町	八八六
北条町	一一二	赤崎町	六〇四

附 則

この規約は許可の日から施行し昭和四十一年四月一日より適用する。